

# Ⅲ. 全体まちづくり方針

(分野別方針)

# 1. 土地利用の方針

## ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた土地利用に関する課題は次のように整理されます。

- 人口減少・少子高齢化の進行に対応し、良好で魅力ある住宅地への誘導（低・未利用地等を活用した居住地域の誘導）
- 増加する空き家に対応した空き家の利活用
- 住宅地や緑など、うるおいのある住環境に関連する土地利用の充実
- 多様な働き方・住み方に対応した市街地の形成（生活利便施設の徒歩圏への立地誘導）
- 商店街や駅周辺の商業施設の充実、空き店舗の利活用による身近な商業等の土地利用の強化
- 容易にアクセスできる福祉・生活サービス施設の配置
- 武蔵引田駅周辺における産業系複合市街地形成の継続
- 農地の宅地化の進行への対応

## ◆ 基本的な考え方

- 本格的に進む人口減少・少子高齢化に対応し、いつまでも住み続けられるまちとするための土地利用誘導を図ります。鉄道駅周辺や生活利便施設などの施設が利用しやすく、災害などの危険性が低いエリアへ居住の誘導を図ります。
- 人口減少・少子高齢化により生じる市街地の空洞化を抑制し、空き家・空き店舗や市街地内の低・未利用地の有効活用を促進します。
- 居住継続と活力維持のための職住近接のまちづくりを進めます。
- 活気があり、便利で快適な都市とするための都市軸及び拠点への都市機能の集積を図ります。
- 本市の魅力である清流、里山、農地、森林などの豊かな自然とそこに生息する様々な生きもの（生物多様性）に配慮したまちづくりを進めます。
- 市街化調整区域において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に位置付けられ、計画的な整備が確実な区域、適正な都市施設の整備が完了した区域及び幹線道路沿道区域については、農林漁業との十分な調整を行いながら、周辺との調和に留意して市街化区域への編入についての取組を進めます。また、自然環境の保全・活用、農業的土地利用の維持・保全を図る区域については、都市的土地利用を抑制し、集落地等は住環境の整備・保全を図るなど、地域の特性に応じた土地利用を進めます。
- 土地利用を次のとおりに区分し、まちづくりを誘導します。

### 保全型土地利用

- (1) 住宅系市街地  
・市街地環境保全型住宅地
- (2) 集落地
- (6) 農地
- (7) 山林

### 整備・誘導型土地利用

- (1) 住宅系市街地  
・市街地整備型住宅地  
・市街地環境整備型住宅地
- (3) 複合市街地
- (4) 商業・業務系市街地
- (5) 産業系市街地

### ■ 土地利用区分

※上記（１）～（７）の項目は、次ページからの「◆土地利用の方針」の項目を示します。

◆ 土地利用の方針

(1) 住宅系市街地

■ 良好な都市基盤を備えた住宅地の保全・形成

【市街地環境保全型住宅地】

- 土地区画整理事業や計画的な宅地整備により良好な都市基盤が整った住宅地では、地区計画等を活用し、住宅地の環境保全を図ります。
- 良好な環境を活用するとともに持続的に維持していくため、住宅地内の低・未利用地、空き家などの活用を促進します。

【市街地整備型住宅地】

- 広域交通の利便性の高い圏央道周辺の東原地区は、市街地の整備に合わせて地区計画制度を導入し、都市基盤の整った住宅系市街地として整備を進めます。

■ 生活道路や公園などの環境整備による居住地の維持・向上

【市街地環境整備型住宅地】

- 都市基盤が未整備で居住人口の多い地区等については、生活道路の改良による歩行者の安全性の確保、緑豊かな街路空間の形成、生活環境や防災機能の向上を図ります。



市街地環境保全型住宅地



市街地環境整備型住宅地

(2) 集落地

■ 自然環境と調和し防災性を向上させた集落地の維持・向上

- 秋川・平井川沿いや山間部には、古くから集落地が形成されており、河川や河岸段丘の豊かな緑に囲まれた住環境を有しているため、自然環境との調和を図りながら、生活道路の改善や污水处理施設の整備など、生活環境の整備を進めます。
- 安全・安心に生活できるよう、ハード、ソフト両面からの防災対策を進めます。
- 自然環境との調和を大切にし、無秩序な市街地のスプロールの抑制を図ります。



集落地

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### (3) 複合市街地

##### ■ 職住近接により産業の活性化と良好な住環境が共存する複合市街地

- 武蔵引田駅周辺及び武蔵増戸駅北口地区は、安全・安心及び利便性に配慮したまちづくりを推進します。
- 武蔵引田駅周辺地区は、秋川高校跡地周辺における産業拠点の整備と連携を図り、産業の活性化と良好な住環境の創出を図るため、業務地、商業地、住宅地、農地がバランスよく配置された産業系複合市街地の整備を進めます。
- 豊原、早道場地区は、圏央道や秋川高校跡地に近接している立地条件を生かし、隣接する地区の土地利用と連携した産業系複合市街地の形成を進めます。
- 霞野地区は、秋川駅周辺の商業・業務機能や圏央道日の出インターチェンジに近接している立地条件を生かし、周辺の市街地との調和のとれた市街地の形成を進めます。
- 秋留台東地区は、市役所や秋川駅周辺の商業・業務集積と連携し、住宅や商業・業務機能を配置した利便性の高い複合市街地として、秋川駅周辺から市役所周辺に至る交流拠点の拠点性の強化を図ります。
- 草花地区では、道路アクセスを生かし、秋3・4・6号福生狩宿線沿道及び秋3・3・9号小川草花線との交差点周辺に、生活の利便性を向上させる店舗等の立地誘導を進めます。

#### (4) 商業・業務系市街地

##### ■ 拠点形成を促進する商業・業務地の機能集積・施設整備の促進

- 秋川駅周辺は、本市の交流拠点として、商業・業務施設の充実と活気のある街並み形成を図ります。
- 武蔵五日市駅前から檜原街道沿道に立地する商店街は、地域住民や観光で訪れる人々にとって便利で魅力的な商業地の形成を図ります。



##### ■ 住宅地の魅力や利便性を向上させる近隣商業・業務地の育成

- 東秋留駅や武蔵増戸駅周辺では、駅前道路や駅前広場の改善などにより、駅の利便性の向上を図るとともに、商店街では、歩行者が歩きやすく、ゆとりをもって買い物ができる環境づくりを進めます。

(5) 産業系市街地

■ 交通基盤を生かし、周辺環境とも調和した産業集積・環境整備

- 菅生地区（市街化調整区域）、小峰台地区、小川東・二宮東地区に形成された産業系市街地は、周辺環境との調和を図りながら、産業集積の維持を図ります。
- 秋川高校跡地周辺は、本市の中核的な産業拠点及び多摩広域拠点として、産業集積やIT関連、研究開発、物流関連施設などのほか、AI技術やSDGs（持続可能な開発目標）をはじめ、環境負荷の低減に資する新たな産業集積も視野に入れながら、産業基盤の整備を進めます。
- あきる野インターチェンジ周辺は、本市の玄関口として、交通利便性を生かした商業・業務、周辺環境と調和した観光農園・教育ファーム・体験農園など都市的農業機能の導入を目指します。



## Ⅲ. 全体まちづくり方針

### (6) 農地

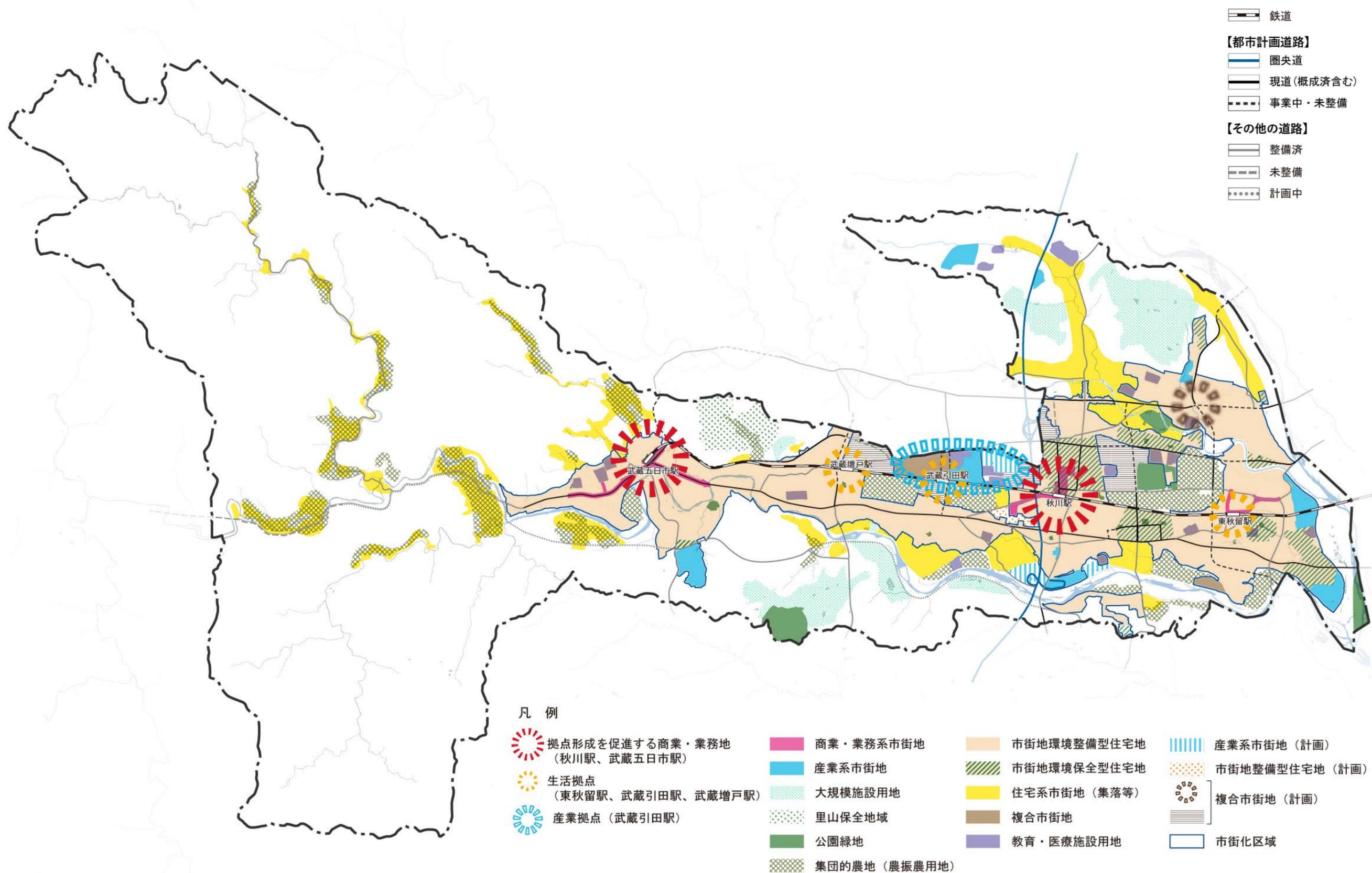
#### ■ 農業振興と農とのふれあいを促進する良好な農地の保全・活用

- 市街化区域内にある農地については、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定のほか、田園住居地域の指定について検討するなど、農地の保全・活用を図るとともに、地域住民の癒しの場としての確保や都市型農業を推進します。
- 市内の一団の農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であるとともに、都市に住む人々の農とのふれあいの場として、市の特徴的な景観を形成する重要な緑の一つであることから、今後も優良農地として確保します。
- 農振農用地については、地域の状況を踏まえた適正な土地利用を図るため、区域の見直し等を検討します。

### (7) 山林

#### ■ 多様な森の特性や恵みに応じた森林の保全・活用

- 戸倉三山や馬頭刈山に広がる山林をはじめ、戸倉・小宮・深沢地区のスギ・ヒノキの人工林、秋川丘陵の溪谷沿いの広葉樹林や針広混交林、草花丘陵や横沢入の里山の雑木林など、多様な森林の保全・活用を図ります。
- 森林の特性、恵みの種類、森の資源、利用状況や地域の意向などを踏まえ、「生物多様性あきる野戦略」に基づき郷土の恵みの森づくり事業を推進し、山林の保全・活用を図ります。
- 横沢入地区は東京都により里山保全地域に指定され、豊かな自然が保護されていることから、引き続き谷戸の自然の保護に努めます。





## 2. 交通体系整備の方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた交通体系整備に関する課題は次のように整理されます。

- 超高齢社会を見据えた、鉄道・バス交通の維持、市民の公共交通利用の促進
- 鉄道・バスの利便性向上や利用者のニーズに対応した、駅周辺整備や乗換利便性
- 利便性向上に資する、交通と都市構造・土地利用の連携
- 市外との交通の結びつきの強化
- 圏央道を活用した産業機能立地を促進させるインターチェンジと市内を結ぶ道路の充実
- 駅周辺の駐車場・自転車等駐車場（駐輪場）の整備・改善
- 都市計画道路等の整備

### ◆ 基本的な考え方

- 都市計画道路、その他の国道、都道により、はしご状の幹線道路網を形成します。
- 幹線道路網の形成を進めるため、都市計画道路の整備を進めます。
- 都市の活力や利便性を向上させ、都市機能の連携を図るため、拠点間やインターチェンジとの連絡を強化する道路網整備を推進・促進します。
- 自動車への過度な依存を避け、高齢化や低炭素化への対応を図るため、公共交通機関の利便性の向上（駅周辺の整備等による利用環境の向上など）を進めます。
- 歩きやすく安全な道づくりを図ります。

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### ◆ 交通体系整備の方針

##### (1) 市街地の骨格をなす交通体系の形成

###### ■ 幹線道路の整備

###### 【都市計画道路の整備】

- 市域の南北の連携を強化する路線の整備を促進します。  
(秋 3・4・16 号秋川南北線、秋 3・3・9 号小川草花線等)
- 駅周辺アクセスを強化する路線の整備を推進します。  
(秋 3・4・13 号引田平井線、秋 3・4・18 号武蔵引田駅北口線等)
- 市域の東西の連携を強化する路線の整備を促進します。  
(秋 3・3・4 号森山平沢線、秋 3・4・5 号平沢平井線、秋 3・5・2 号伊奈初後線)
- 市施行予定の未整備路線については、今後整備の必要性等の検証・検討を行います。

###### 【その他の幹線道路の整備】

- 檜原街道の渋滞緩和と非常時の代替機能（秋川南岸道路）の整備を促進します。

###### ■ 補助幹線道路

- 幹線道路から駅に接続する駅周辺道路を整備します。
- 生活道路からの交通を幹線道路にスムーズにつなげる補助幹線道路を整備します。  
(主要な市道等を中心に位置付け、計画的に整備)
- 歩行者の快適性や安全性を確保するため、歩道の整備を図ります。

###### ■ 生活道路の整備

- 市街地や集落地内の生活道路は、交差点の隅切りや道幅の狭い部分の拡幅などにより、歩行者の安全性の強化や緊急車両の進入、火災時の延焼防止や避難路としての機能の向上を図ります。(安全性と防災性の高い生活道路の整備)



##### (2) 駐車場・自転車等駐車場（駐輪場）

###### ■ 駅や拠点施設の駐車場・自転車等駐車場（駐輪場）の整備

- 駅周辺の安全な交通環境の確保と利便性の向上を図るため、放置自転車の防止に努め、状況に応じて駅周辺の駐車場や自転車等駐車場（駐輪場）の整備・改善を図ります。

(3) 鉄道

■ 鉄道の利便性、利用環境の向上

- 都心部や八王子方面などへの交通手段として利用されているJR五日市線について、利用者の利便性や安全性の向上を図るため、駅周辺整備を進めます。
- 駅施設や運行本数、運行時間などのサービス改善、JR五日市線の複線化等を促進します。

(4) 地域公共交通

■ 地域公共交通（バス等）の維持、多様な手段の提供環境の整備

- 市民の身近な移動手段としてのバス路線の維持・強化を図ります。
- 鉄道やバス路線から遠く、公共公益施設等が利用しにくい地域での移動ニーズに対応するため、地域と公共公益施設などを結ぶ新たな交通手段（地域住民との連携による地域公共交通、デマンド交通、福祉分野と連携したサービスなど）の導入等による地域公共交通の充実を検討します。
- 地域公共交通の需要の確保と生活利便性の向上のため、生活利便施設や公共公益施設などの立地と、地域公共交通ネットワークが一体となったまちづくりを検討します。
- 自動運転技術や電気自動車などの革新的技術の導入により、山間部の移動手段の確保、ドライバー不足の解消、環境負荷低減などの交通問題解決のため、技術動向を踏まえ、実証実験の実施等を積極的に検討していきます。

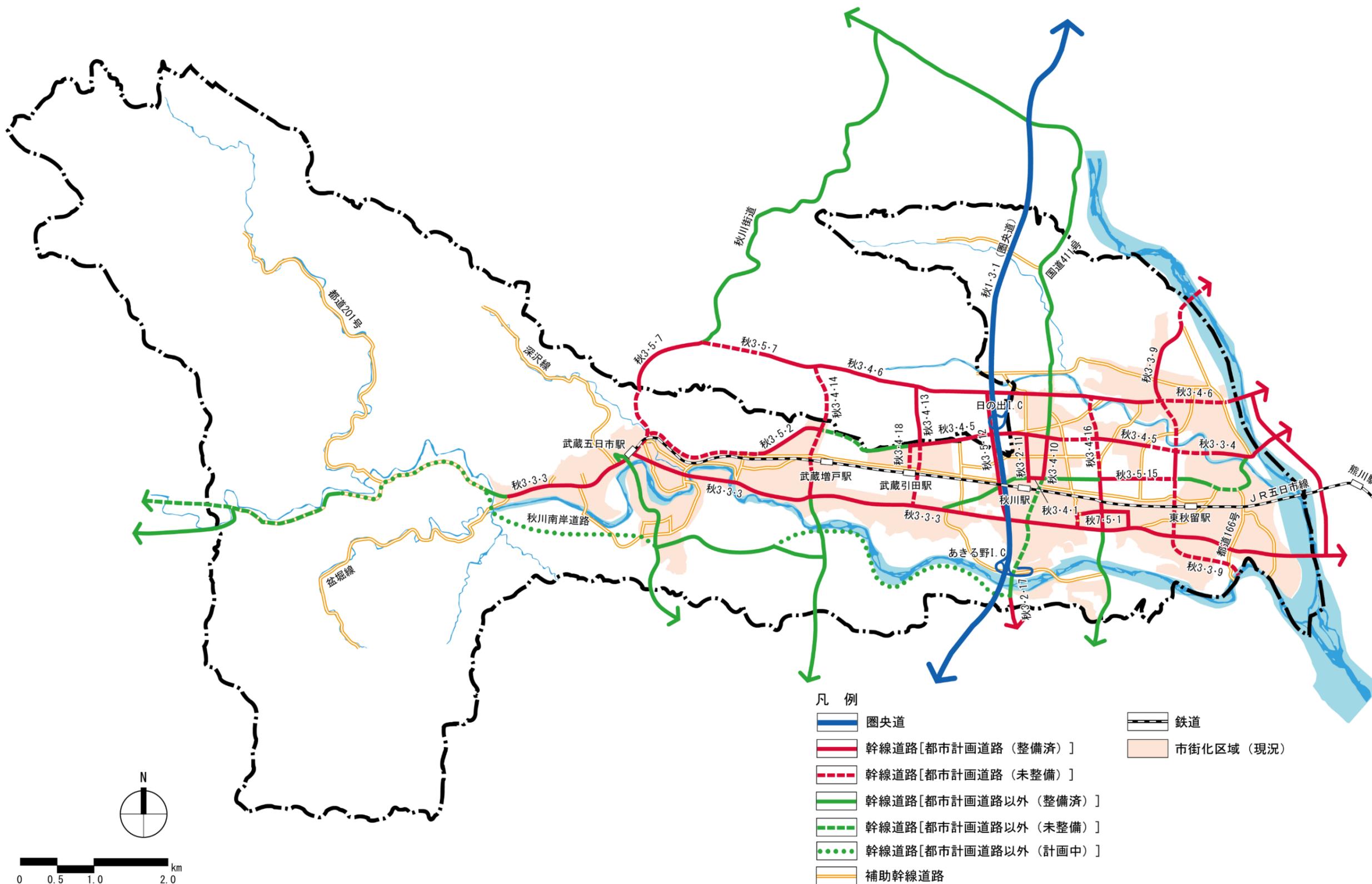


自転車等駐車場



電気自動車





交通体系整備方針図



## 3. 産業のまちづくりの方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた産業のまちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 圏央道や面的整備の活用による工業立地の促進やアクセス基盤の充実
- 生活に密着した農業や林業を振興する基盤整備、土地利用誘導
- 歩いて買物等ができる環境づくり
- 市民との協働による森づくり事業の再構築
- 山間部や農地における新しい試みができる環境の整備

### ◆ 基本的な考え方

- 圏央道を生かした産業機能の導入等、多様な産業活動を支援するまちづくりを進めます。
- 都市の活力を生み出し、利便性を向上させる、職住近接型の都市づくりを進めます。
- 歩いて買物等ができ、魅力ある商業環境の整備を推進します。
- 超高齢社会に対応し、地域特性に応じた買物環境の整備を推進します。  
(拠点での都市機能の充実、既存商店街の環境整備、中山間部での移動販売対応など)
- 農林業の育成を図るため、生産・販売環境の充実、市民・企業・他自治体などとの協働の森づくりや新たな事業展開の検討を進めます。

## Ⅲ. 全体まちづくり方針

### ◆ 産業まちづくりの方針

#### (1) 新たな産業の立地誘導

##### ■ 新たな産業立地の促進による産業拠点の形成（秋川高校跡地周辺）

- 秋川高校跡地周辺は、本市の中核を成す拠点として、また多摩広域拠点域として、産業基盤を整備し、既存の企業や農業などとの連携の可能性を検討しながら、製造業やIT関連、物流関連施設などの産業の誘致や多様なイノベーションの創出をはじめ、技術革新やゼロエミッション等による次世代への持続可能な産業の誘導も視野に、これら機能の立地を支える道路等の基盤整備や関連施設の立地促進を進めます。

##### ■ あきる野インターチェンジ周辺での商業・業務、都市的農業機能の導入

- あきる野インターチェンジ周辺は、利便性を生かした商業・業務、更に周辺環境と調和した観光農園・教育ファーム・体験農園など都市的農業機能の導入を目指し、本市の玄関口としてふさわしい市街地の整備を進めます。

#### (2) 商業・業務施設の誘導と商業環境の整備

##### ■ 駅周辺等の拠点での商業集積や近隣商店街の環境整備

- 東秋留駅、秋川駅、武蔵増戸駅や武蔵五日市駅の周辺に形成されている商店街や商業・業務集積地及び市街地整備事業が予定されている武蔵引田駅周辺では、地域住民にとって利用しやすい商業環境や、ゆとりある歩行空間の整備を進めるとともに、駅施設や駅周辺の交通環境の改善を進めます。
- 草花地区では、道路アクセスを生かし、秋3・4・6号福生狩宿線沿道及び秋3・3・9号小川草花線との交差点周辺に、生活の利便性を向上させる店舗等の立地誘導を進めます。

##### ■ 秋留台東地区での基盤と商業・業務施設の拠点整備

- 秋留台東地区では、都市基盤の整備と合わせ、商業・業務施設の立地誘導を進め、職住近接した都市的サービス水準の高い複合市街地の形成を進めます。

##### ■ 身近な商業や生活利便施設の確保と環境整備

- 日常生活を支え、居住地の利便性を確保し、集約型の都市形成を図るため、歩いて利用が可能となる店舗等の身近な生活利便施設の立地や山間部などでの小さな拠点の形成を図ります。

#### (3) 農林業の推進

- 巨大な消費地に近い立地条件を生かした地産地消型農業を推進し、農業を魅力ある職業として確立させるため、生産基盤の整備や販売拠点施設の充実を進めます。
- 水源のかん養や地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、「郷土の恵みの森構想」に基づき、市民・企業・他自治体などとの協働の森づくりや生産基盤の整備を進め、自然と調和した林業の育成を図ります。
- 農業環境や林業環境を活用した、新たな体験型観光の創出、農産物や木材などを加工から販売まで行う6次産業化（農商工の連携）により、都市近郊型の産業育成を図ります。

## 4. 観光のまちづくりの方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた観光のまちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 外国人旅行者を含めた観光客の増加に合わせた都市基盤、観光施設などの整備
- 観光入込客数（特に日帰り利用者数）が増加しており、滞在時間や消費額などを増やす経済波及効果の高い施策の展開が必要
- 「モノ・コト消費」など観光ニーズの多様化に応え、地域性を生かした観光振興が重要
- 観光客のアメニティ（快適性）を高めるトイレや休憩施設などのインフラの充実

### ◆ 基本的な考え方

- 広域交通網（圏央道等）を生かした観光の拠点づくり、アクセス強化を図ります。
- 外国人旅行者を含めた観光客の増加に合わせた都市基盤の整備、滞在型観光施設などの整備を進めます。
- 公園等の既存都市施設の活用や歩行者・自転車空間整備による観光客の利便性や回遊性の向上を図ります。

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### ◆ 観光まちづくりの方針

##### (1) アクセスや回遊性を高める交通施設整備

###### ■ 多様な観光ニーズに対応した交通ネットワーク整備

- 観光地へのアクセス、市内や市外観光地を回遊させるネットワーク整備や結節点整備（駅、道路など）、案内を充実させます。

###### ■ 歩行者や自転車などの回遊性向上

- 観光地を連携させる遊歩道整備、自転車走行空間の確保などを進めます。

##### (2) 観光客や来訪者の滞在や交流の場の創出

###### ■ 滞留や交流の場となる都市公園の活用

- 都市基幹公園等の大規模公園では、観光にも資する滞留、交流の場として活用できるよう整備や使い方を工夫します。

###### ■ 滞在型施設の充実

- 既存宿泊施設の観光需要拡大に加え、研修やコンベンションをはじめとするMICE等の活用を踏まえた、新たな宿泊施設の立地誘導を図ります。

##### (3) 観光客のアメニティ（快適性）の向上

###### ■ 公共空間、公共施設の活用や質の向上

- 観光客のアメニティ（快適性）を高める等、観光振興に資する公共空間や施設（休憩スペース、観光との連携施設、情報提供施設、トイレなど）を整備します。



## 5. 公園緑地整備の方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた公園緑地整備に関する課題は次のように整理されます。

- 身近な公園の充実（公園施設が不足している地区を中心とした公園配置の充実）
- 川沿いの緑地・散策路などの整備
- 生産緑地の行為制限解除に伴う開発行為等に対する適切な緑地等の確保への対応

### ◆ 基本的な考え方

- 身近な公園や緑と憩いの拠点となる公園緑地整備を進めます。
- 山地や丘陵地の緑、秋川・平井川・多摩川の水辺と崖線の緑地など、良好な自然環境の保全を進めます。
- 道路や宅地などの緑化による緑豊かな街並み形成を促進します。
- 市街地に点在する良好な都市農地、緑地の維持・保全、まちづくりとの連携を図ります。

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### ◆ 公園緑地整備の方針

##### (1) 都市公園等の整備

###### ■ 身近な公園の確保

- 居住者にとって憩いやうるおいの場所となる緑豊かで、身近に利用できる公園を人口集積や市街地の状況などを考慮して配置を検討します。

###### 【街区公園】

- もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的として、公園が不足している地区を中心に、今後都市的土地利用を図っていく区域や神社仏閣の位置などを考慮し、公園の誘致圏に基づいて配置される公園。

###### 【近隣公園】

- 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として、市街地の状況や地域のコミュニティなどを考慮し、公園の誘致圏に基づいて配置される公園。

###### 【地区公園】

- 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として、今後、都市的土地利用を図っていく区域や都市構造（構成）などを考慮し、公園の誘致圏に基づいて、市内にバランスよく配置される公園。

###### ■ 市民全般に利用される総合的な公園の確保

- 市民全般を対象とし、来訪者等にも利用される総合的で拠点的な公園を、利用目的や地域特性などを考慮して配置を検討します。

###### 【都市基幹公園】（総合公園・運動公園）

- 市民のスポーツやレクリエーション利用を目的として配置される公園（草花公園と秋留台公園）。

###### 【特殊公園】（風致公園）

- 市街地を一望し、古くから市民に親しまれてきた公園（金比羅山周辺）。

###### 【都市緑地】

- 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられ、市街地における公園や緑地とともに、緑のネットワークを形成する緑地や水と親しめるオープンスペース（網代緑地、多摩川・秋川・平井川）。



(2) その他の緑地（地域制緑地）の保全

■ 市街地内

- 市街地内の良好な樹林地や樹木などについては、市の条例等により保全を図ります。
- 生産緑地地区については、市街地内の貴重な緑のオープンスペースであり、農業と調和した良好な市街地環境を保全するため、農地として維持するとともに、農業の継続が困難になった農地については、公園緑地等の用地として活用を図ります。

■ 市街地周辺

- 市街地を縁取る連続した緑地の帯を形成している秋川・平井川・多摩川の河岸段丘にある崖線の緑地は、緑の美しい景観と豊かな自然環境を有しており、本市特有の緑の骨格を形成する貴重な財産として、積極的に保全を図ります。

■ 山地・丘陵地

- 秩父多摩甲斐国立公園や都立自然公園（羽村草花丘陵・秋川丘陵・滝山）などについては、ハイキングコースや休憩施設の整備などにより、利用の増進を図ります。
- 市域の約6割を占める森林等の自然環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努め、良好な自然環境の保全を図ります。
- 横沢入地区は東京都により里山保全地域に指定され、豊かな自然が保護されていることから、引き続き谷戸の自然の保護に努めます。



里山保全地域（横沢入地区）

### (3) 民有地の緑化

---

#### ■ 民有地の緑化促進

##### 【住宅地】

- 居住者が快適でゆとりとうるおいを感じることができる住宅地を形成するため、市民の協力により、地域特性を生かした緑化を図ります。
- 空き家や空き地の増加による都市の空洞化を防止し、地球温暖化防止や快適な住環境にも寄与する民有地の緑化を促進します。

##### 【商業地】

- 開放されたオープンスペースの確保や修景の統一などを図るとともに、緑化を推進し、魅力ある商業空間づくりを行います。

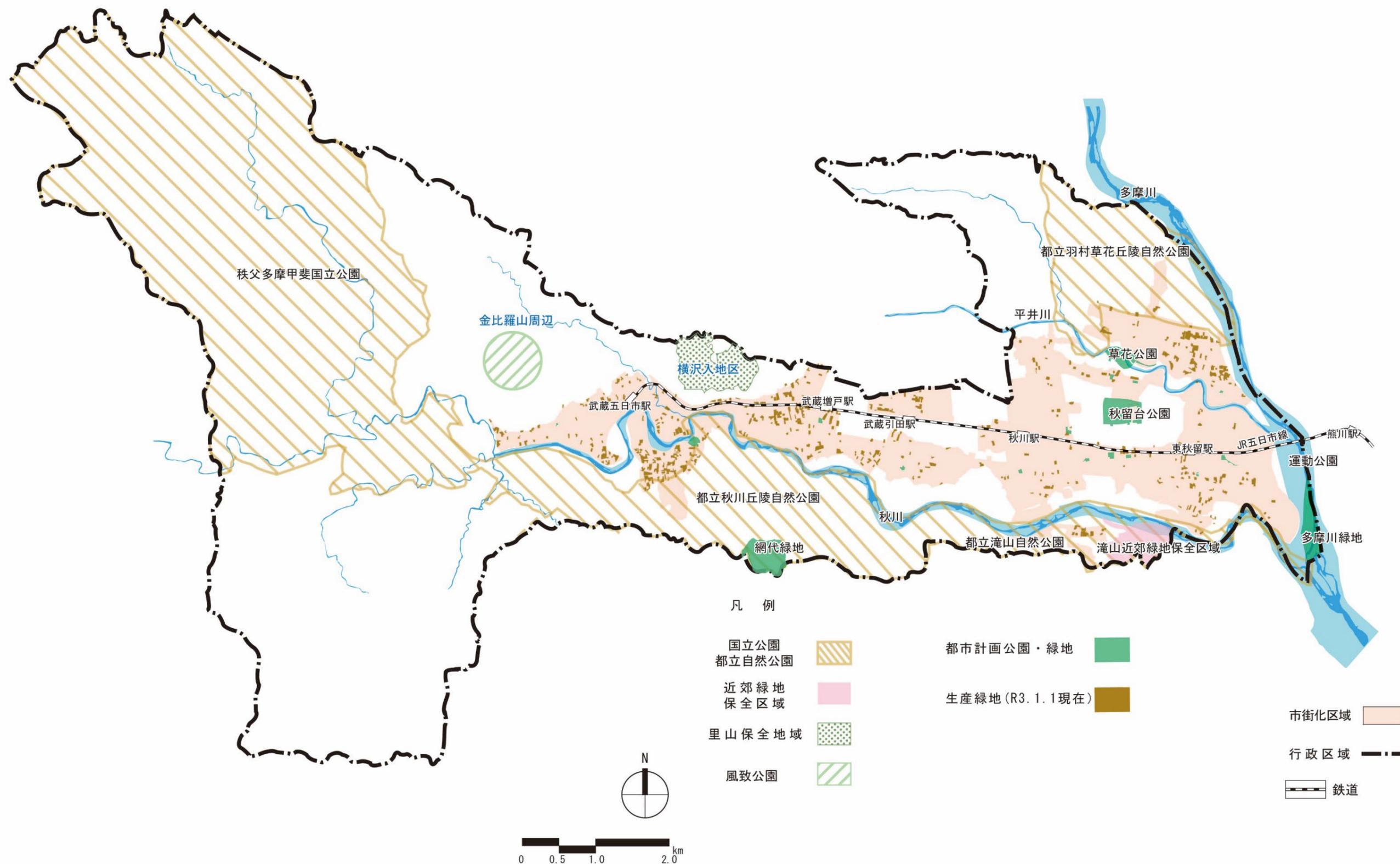
##### 【工業地】

- 周辺環境との調和を図るとともに、接道部や隣接地との境界における緑化を推進し、市街地環境の向上や防災機能と災害時の緩衝機能の強化を図ります。

### (4) 山林の活用・保全

---

- 山地や丘陵地などの山林は、「生物多様性あきる野戦略」に基づき、郷土の恵みの森づくり事業を推進し、山林の保全と活用を図ります。





## 6. 環境まちづくりの方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた環境まちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）の多くを占める交通、家庭（建物）でのCO<sub>2</sub>排出量削減（集約型土地利用や公共交通利用の促進、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用の推進）
- 下水道未整備地における整備促進
- ごみ処理施設（熱回収施設（平成26年4月稼働））、リサイクル施設（平成28年4月稼働）の維持・管理
- し尿処理施設（汚泥再生処理センター）（平成30年10月稼働）の維持・管理

### ◆ 基本的な考え方

- 生物多様性の低下や地球温暖化などの環境問題は、都市活動と密接に関連しており、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的都市形成を進めます。
- 環境への負荷の低減と生活環境の向上を一層図るため、適切な污水处理やごみ処理・し尿処理施設の維持・管理などにより、水質浄化や水循環などを進めます。
- 地球温暖化対策を推進するため、省エネの推進、移動手段における低炭素化などを進めます。
- 生物多様性の保全により本市の豊かな生物多様性の向上を図り、市街地での緑化や観光への活用など、保全と活用の循環を創出し、地域活性化を図ります。

## Ⅲ. 全体まちづくり方針

### ◆ 環境まちづくりの方針

#### (1) 公共下水道等整備の促進

##### ■ 公共下水道の整備

- 都市計画決定された区域内における下水道整備（「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（秋川処理区）」の流域関連公共下水道として整備）を進めます。

##### ■ 集落地での汚水処理施設の整備

- 公共下水道や合併処理浄化槽の特性を踏まえ、多角的な視点から、汚水処理の在り方を検討し、汚水処理施設の整備事業を進めます。

#### (2) 供給処理施設の維持・管理

- ごみ処理は、本市・日の出町・檜原村・奥多摩町の4市町村で構成している西秋川衛生組合によって、高尾清掃センター（熱回収施設、リサイクル施設）で行っています。今後もこれらの施設の適切な維持管理を行っていくとともに、周辺環境との調和を図ります。
- し尿処理施設についても同様に西秋川衛生組合によって汚泥再生処理センター（玉美園）が運営されており、今後も処理施設の適切な維持管理を行っていくとともに、周辺環境との調和を図ります。

#### (3) 水資源の節約と水循環システムの促進

- 公共施設や大規模施設などにおいては、水資源の節約と再利用を図る水循環システムとして中水道の利用や雨水浸透を推進します。
- 道路や宅地での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進します。
- 山林の保育・管理により、森林の水源かん養機能を向上させます。

#### (4) 地球温暖化防止への寄与

- 省エネルギー住宅等、建物の省エネルギー化、太陽光など再生可能エネルギー利用を促進します。
- 公共交通利用促進、渋滞解消のための道路整備、公共交通機関の低炭素化（EV化等とそれを支える施設整備）を進めます。
- 低炭素化を進める集約型の都市構造・土地利用や公共交通利用を促進します。
- 敷地内や道路などの公共空間における緑化を促進します。（ヒートアイランド防止）
- 民有地の空き地等の活用による適切な緑化を促進します。

#### (5) 生物多様性の保全と活用

- 森林、緑地や河川の自然環境を保全するとともに、市街地等においても市民や事業者に生物多様性への理解と協力を求め、生物多様性の保全に努めます。
- 本市の豊かな生物多様性を観光資源として活用しつつ、生物多様性の保全との両立に努めます。

## 7. 河川整備の方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた河川整備に関する課題は次のように整理されます。

- 洪水等に対する安全性の確保
- 秋川等のレクリエーション利用ニーズ
- 清流等の維持・保全

### ◆ 基本的な考え方

- 河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備を進めます。

### ◆ 河川整備の方針

#### (1) 河川の水質向上と水量の確保

- 公共施設や大規模施設などにおいては、雨水浸透を推進します。
- 公共下水道等の普及による秋川・平井川などの水質の維持・向上を図ります。
- 道路や宅地での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進します。
- 自然の保水力を高める山林の保育・管理を進めます。

#### (2) 親水空間整備の推進

- 身近な自然としての良好な水辺環境を損なわないよう、各河川の整備計画に基づき、親しみやすい水辺空間の整備を推進します。
- 秋川・平井川・多摩川などでは、遊歩道等の整備を進めます。
- 訪れる人が水に親しめるオープンスペースとして、河川沿いの公園緑地と合わせたレジャー・イベント利用空間等の整備を促進します。



河川沿いの遊歩道

## 8. まちの景観づくりの方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた、景観づくりに関する課題は次のように整理されます。

- 水と緑に親しめる景観づくり
- 生活の質を向上させるまちなかの景観向上

### ◆ 基本的な考え方

- 水と緑豊かな「自然の景」、都市機能が集積し人々の暮らしや活動の場である「まちの景」、旧来からの集落地で丘陵や崖線の緑に囲まれた「集落の景」の3つの要素から構成される本市の景観を大切にし、人々が愛着と誇りを持てる美しいまちの景観づくりを進めます。



## III. 全体まちづくり方針

## ◆ まちの景観づくりの方針

## (1) 自然の景

## ■ 山の景観

- 市街地から見る山地、丘陵地や崖線などの自然豊かな景観を守るため、山地の保全を図るとともに、市街地から見えるこの景観を阻害しないまちづくりを進めます。

## ■ 水の景観

- 秋川・平井川・多摩川などの河川の水辺、渓谷の緑は、身近に自然が感じられる貴重な水の景観として、水辺・渓谷の緑や生態系の保全に努めるとともに、河川の美化等により景観を守っていきます。

## (2) まちの景

## ■ 住宅地の景観

- 生活道路の拡幅や沿道の緑化などを進め、地域の個性を生かした美しいまちの景観づくりを進めます。

## ■ 商業地の景観

- 地域の街並みに配慮しながら、沿道の緑化や店先の統一などにより、買い物客が親しみと心地よさを感じる景観づくりを進めます。
- 秋川駅、武蔵引田駅や武蔵五日市駅周辺などの商業集積地は、「まちの顔」として、地域の個性を生かしながら、訪れる人がにぎわいと魅力を感じる商業景観づくりを進めます。

## ■ 道路の景観

- 幹線道路等では、街路樹の整備や無電柱化を促進するとともに、歩道の設置や沿道の緑化などにより、美しくゆとりのある道路空間づくりを進めます。

## (3) 集落の景

- 秋川・平井川・養沢川周辺の社寺林や崖線の緑などの維持・保全により、水と緑に抱かれた落ち着いた集落地景観の保全・向上を図ります。

## (4) 市民参加の景観づくり

## ■ 都市景観に対する市民意識の啓発、市民参加の促進

- 地域の個性を生かし、人々に愛される美しい景観づくりを進めるためには、そこに住む人々のまちづくりに対する理解と協力を得ることが重要であり、まちの景観づくりに関する意識啓発（シンポジウムの開催等）に努め、市民参加を促進します。

## ■ 地区計画制度による景観づくり

- 地域住民の理解と協力を得ながら、地区計画制度を導入し、敷地規模の設定、建築物の外観や生け垣の設置などのルールづくりを行い、美しい街並み景観の形成を進めます。

## 9. 防災まちづくりの方針

### ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた防災まちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 震災、風水害の危険性の高いエリアの対応
- 市街地の防災性の向上（狭あい道路の整備等）
- 建物の耐震化・不燃化の促進
- 復興まちづくりの準備
- 地域防災力の向上

### ◆ 基本的な考え方

- 「あきる野市地域防災計画」に基づき地震、火災や風水害などの各種災害の発生に備え、建物の不燃化の推進、避難路・避難場所等の確保など、防災の諸施設の整備を進めるとともに、災害に強い都市構造や土地利用の誘導を図ります。
- 各種災害による被害を想定し、事前に対策を行うことで被害の規模を減少させ、迅速な復旧・復興が可能となるよう取組を進めます。

## ◆ 防災まちづくりの方針

## (1) 耐震・耐火のまちづくり

■ 建築物の耐震化・不燃化の促進

- 大規模な地震や火災などの災害に強い市街地を形成するため、用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定により、建築物の不燃化を促進します。
- 新耐震基準以前に建築された建築物については、「あきる野市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施しやすい環境の整備や負担軽減のための制度を活用するなど、耐震化の促進を図ります。
- 公共建築物や橋梁などについては、耐震点検を実施するとともに、必要に応じて補強し、耐震性の向上を図ります。
- 耐震化に関連する安全対策として、窓ガラス等の落下物対策やエレベーターに対する安全対策に関する指導や啓発・支援を進めます。

■ ライフラインの強化

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の災害による被害を軽減するため、耐震性・代替性の確保や無電柱化を促進し、各施設の安全性を高めます。

## (2) 安全な避難、消防・救急活動がしやすいまちづくり

■ 狭あい道路の整備

- 震災や火災などの緊急時に、安全な避難、速やかな消火活動や救急活動ができるよう、道幅の狭い生活道路の改善や行き止まりの解消などを進めます。

■ 延焼遮断帯の形成

- 市街地にある幹線道路・鉄道などの沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成や、公園緑地などのオープンスペースを確保することにより、燃え広がりにくいまちの形成を図ります。

■ 避難路・避難場所等の確保

- 災害時の避難場所として位置付けられている学校等の公共施設までの安全かつ迅速な避難や被災時の救援活動が円滑に進められるよう、幹線道路をはじめとする道路の整備等により避難路を確保します。

■ 緊急輸送道路沿道の防災性強化（耐震化等）

- 緊急輸送道路として位置付けられている幹線道路等は、その機能を果たすことができるよう、沿道建築物の耐震化・不燃化を進めます。
- 広域的な幹線道路等、避難や輸送経路として重要な道路は、電柱倒壊による障害を回避するため、無電柱化や橋梁などの耐震補強を図ります。

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

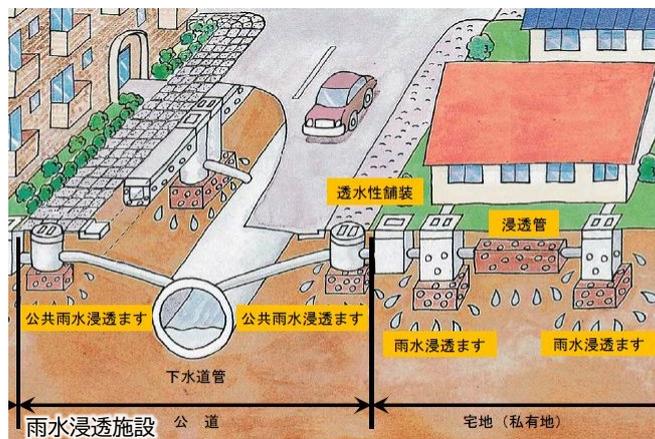
#### (3) 水害や土砂災害への対策

##### ■ 雨水の流出抑制、治水対策促進

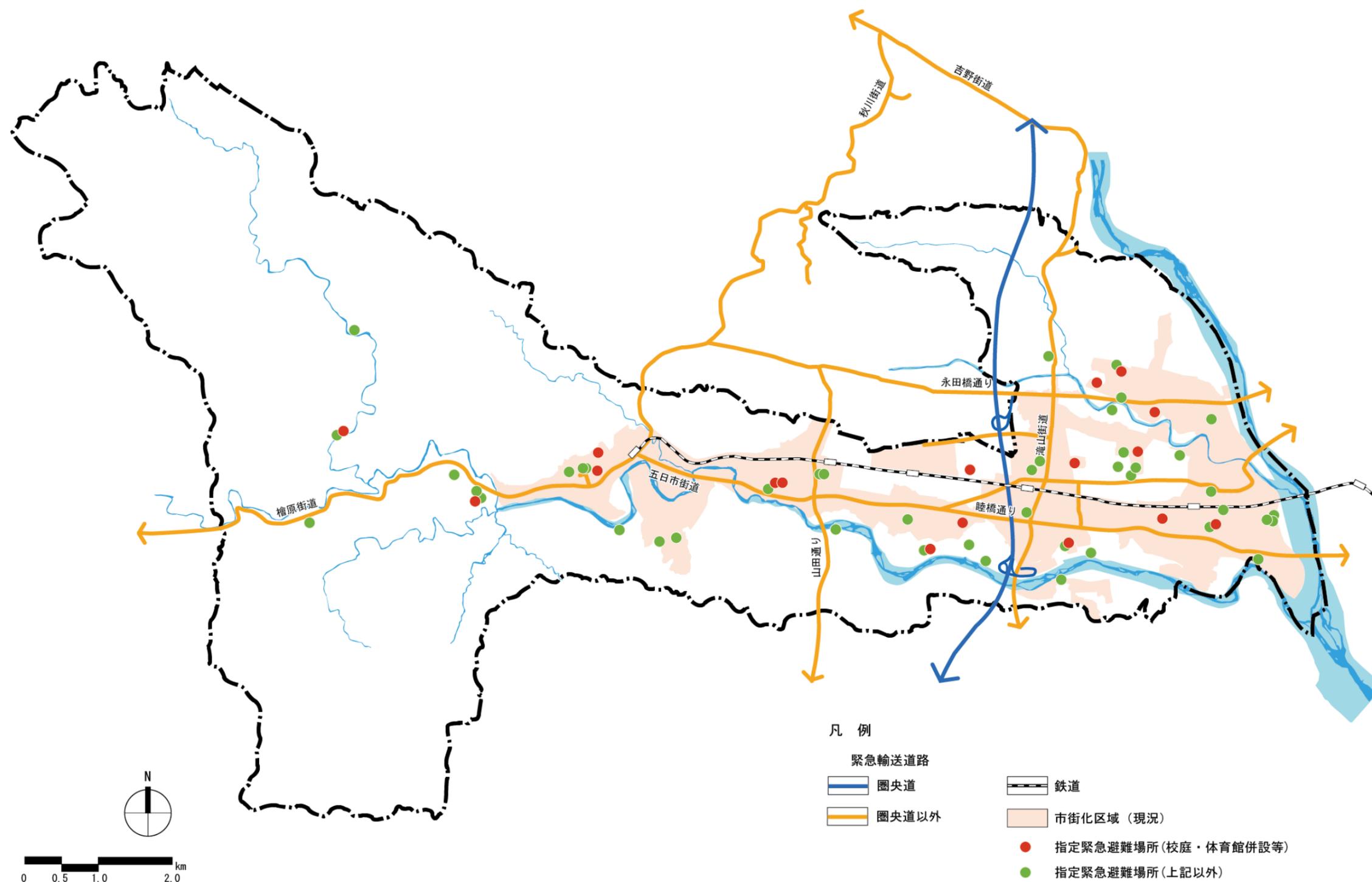
- 市域の6割以上を占める山林は、台風や集中豪雨時に山腹崩壊や崩壊土砂の流出などの危険が内在しているため、国や東京都による急傾斜地崩壊危険区域や保安林の指定を踏まえ、指定による行為の制限等により山林を保全し、災害を未然に防ぎます。
- 東京都による土砂災害警戒区域等の指定を活用し、被害を未然に防ぎます。
- 避難行動計画と受入れ施設の整備（ソフトとハードの対応）を進めます。
- 河川・水路の改修、窪地や低地に滞留する雨水などの排水、道路や宅地（公共施設や大規模施設を含む）での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進する等、総合的な治水対策を図ります。

##### ■ 復興の事前準備

- 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進するため、復興の事前準備や事前復興計画策定の検討を進めます。



出典：東京都下水道局パンフレット



■ 防災まちづくり方針図



# 10. 福祉のまちづくりの方針

## ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた福祉のまちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 福祉・子育て支援の充実
- 福祉機能の集約化
- 生活道路等におけるバリアフリー化

## ◆ 基本的な考え方

- 市民・企業・行政が協働して、道路や施設のバリアフリー化の推進、身近な公園や生活利便施設、福祉施設等の確保などに努め、子どもからお年寄りまで誰もが安心して気軽に外出でき、いつまでも住み続けることのできるまちづくりを進めます。



バリアフリー化された駅（秋川駅のエレベーター）

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### ◆ 福祉のまちづくりの方針

##### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

###### ■ 道路のバリアフリー化

- 安心して歩くことのできる、人優先の道路にするため、歩道等の交通安全施設整備と合わせて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化を進めます。
- 幹線道路や補助幹線道路などにおいては、歩道の整備や拡幅を進め、生活道路では通過する車両の進入を防ぐ等、歩行者の安全対策を進めます。

###### ■ ユニバーサルデザインによる公共施設・民間施設の整備

- 鉄道駅では、誰もが安心して駅を利用できるようエレベーターやスロープを設置します。
- 駅舎や駅前広場の整備に際しては、乗り降りのしやすい機能があるバスの導入に備えた施設整備や滑りにくい材質による歩道の整備を進めます。
- 日常様々な人が利用する店舗や地域の拠点的な施設などにおいては、車椅子の利用環境の向上、視覚障害者誘導用ブロックや音声、案内板などによるガイドなど、機能の充実を図ります。

##### (2) 子育て支援の環境づくり

- 水と緑の資源を生かした身近な公園や遊び場の整備により、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを進めます。
- 子どもたちの交通事故を防ぐため、住宅地での通過交通を排除する等の安全対策を進めます。
- 駅周辺等、利便性の高いエリアでの子育て支援施設を誘導します。

##### (3) 誰もが利用しやすい交通手段の拡充

- 交通不便地域の解消と自家用車などの移動手段を持たない市民の通院、買い物などへの交通手段を確保するため、市内循環バスの運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。



市内循環バス（るのバス）

# 1 1. 住宅整備の方針

## ◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた住宅整備に関する課題は次のように整理されます。

- 高齢化に対応した住宅地の交通アクセス改善
- 土地利用と連携した子育て支援・高齢者福祉の環境充実
- 多様な住み方に対応した市街地形成
- 空き家、空き地の活用

## ◆ 基本的な考え方

- 人口減少・少子高齢化に対応し、住み続けられる持続的な都市として、誰もが安心して暮らし、ふるさととして愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思うまちになるよう、居住環境の向上、良質な住宅の確保を図ります。

### Ⅲ. 全体まちづくり方針

#### ◆ 住宅整備の方針

##### (1) 良質で多様な住宅の確保

- 誰もが安心して住み続けられるまちとするため、住宅の改善、老朽住宅の建て替え誘導や民間の宅地開発事業への指導などを行い、ゆとりある良好な住宅の確保に取り組みます。
- 「あきる野市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、真に住宅に困窮する世帯への住宅セーフティネット制度の構築を図るとともに、住宅の安全性の確保や高齢社会・入居者ニーズへの対応を図りながら、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用に取り組みます。
- 公共交通の利便性が高く、基盤も整備されている住宅地の空き家や空き地は良好な都市ストックとして活用するための誘導方策や支援策の充実を図ります。
- 单身やファミリー世帯などの多様な世帯の居住ニーズに対応し、シェアハウス、SOHOや多地域居住などの多様な住み方にも対応した住宅立地を誘導し、居住人口の確保・増加を図ります。



##### (2) ユニバーサルデザインの住宅づくり

- 高齢者や障がい者など誰もが安全で住みやすい住宅とするため、玄関や風呂・トイレにおける手すりの設置、移動の際に障害となる段差の解消や車椅子使用を容易にする幅の広い廊下の設置など、住宅内のユニバーサルデザイン化に向けた様々な取組を促進します。

##### (3) 住み続けられる住環境の形成

- 多様な世帯や居住ニーズに対応し、誰もが住みやすく、住み続けられる住環境を形成させるため、駅周辺や住宅地への子育て支援・福祉施設、生活利便施設の立地誘導を図ります。